

研究ノート 近世期の土地利用と地域利害の相克

—尾張国津島社祭祀による土地利用の制限—

大塚 英二

はじめに

小稿は、近世期の百姓の土地利用とそれを制限する地域利害・地域秩序の相克がどのように展開したか、尾張国津島天王祭りを中心とした地域結合とそれに対抗する地方百姓の論理の具体的な対抗を素描することで検討していく。現在でも河川敷など本来公的な土地所有に帰するところで、それが私的に利用されている例は数多い。もちろん法的には問題だが、実害がない場合は見逃されているのが現実である。近世期に河川に隣接した耕地を所持していた百姓は、河川状況が不安定な時代にあつて堤防の内側を活用することはまれであつたと考えられるが、堤防と耕地側法面を活用していたことは間違いない。実際に、小稿で紹介する事例においても堤防部分が家居の敷地となつており、これ自体は行政側も認めているのである。ところが、その一旦認められた土地利用（所有の延長）が地域利害の中で排斥されていく。その過程を描くことで、土地利用を制限する当時の地域秩序のあり方を地域に即して考察するのが小稿の狙いである。

さて、本題に入る前に、対象となる地域について若干説明を加えておこう。町方新田（現愛知県愛西市）内の木曾川につながる水路に蜂ヶ江堤があつた。その堤防に関わる土地の利用が問題となつている。津島を中心とした当該地

域は木曾三川アルタ地帯の北東部にあり、係争地は津島町村（現津島市）の北部に位置する。中世以来、舟運の展開を基礎に、津島湊を中心に尾張国の経済発展を担ってきた地域である。大きな経済力を有する土豪・商人、更には津島神社の世家らの活動が非常に活発で、彼らの中には信長や秀吉・家康の家臣となつて諸大名へと成長した者もいる。^① 地域の中心には津島神社があり、その祭礼である天王祭りは尾張藩主もこよなく愛したと伝えられ、藩主の行殿（津島御殿）も設けられた。その祭礼に船の山車を出す数家と祭礼を司る数家の者たちが地域で最も古い由緒を有し、尊敬される人々であった。津島町村内部では、中世以来の会合衆的な町政運営が行われていたらしく、四家七統（党）と呼ばれた有力者がその中心にいた。^②

津島町村にはそうした古い由緒を有した者たちだけでなく、近世中期に入つてから急速に成長する新興勢力としての巨大な新田地主も存在した。同町村の周辺にはいくつもの新田村が存在し（町方新田もその一つ）、その地主として立ち現れているのは主にそうした者たちであった。ここで紹介する争論の当事者は、一方は津島町村在で町方新田の庄屋である新興勢力の一人であり、もう一方は津島近隣村在の車出し連中（最も古い由緒を持つ勢力）であった。以上の構図を念頭に置いて一つの争論を紹介していこう。

一 蜂ヶ江堤争論の発生

この争論は、蜂ヶ江堤に家居を建設したことが、その堤防に船を係留して津島祭礼車船の飾り立てを行うのを妨害するとして、町方新田庄屋が船出し連中から訴訟を起こされたものである。明和三年（一七六六）九月に惹起された訴訟は翌年六月まで続き、最終的には尾張藩国奉行による裁許によつて決着がつくという、内済示談によつて秩序が保たれることを一義的に求める近世地域社会にとっては異例の形で終了した。この争論の全貌は明和三年九月の年紀を持つ「蜂ヶ江堤出入一巻」（弥富市、服部家文書）^③に明らかである。小稿はこの史料を紹介する形をとりながら、

「はじめに」で述べた課題を達成していく。引用はすべてこれによる。

明和三年九月二十六日、東保村（現愛西市）御車屋又右衛門（宇佐美氏）は荷之上村（現弥富市）弥兵衛（御車屋四家の一つで同村庄屋の服部氏）と、車船の飾り付け場を侵害する津島村在住で町方新田村庄屋弥五左衛門（林氏）の家居取り払いについて相談した。直ちに弥五左衛門と談判することはできず、間に西保村（現愛西市）与八（佐藤氏）が立つ形で交渉が行われた。そこで弥五左衛門の主張は次のように示された。

右場所之義者指支ニ成と申者指支、又指支無之と申者指支ニ相成不申候、併指支と御座候ハ、何卒只今迄之車付場を代え、下江車を下ケ付給候様ニ致度候、勿論車付場川岸浅ク候ハ、何分ニ茂堀り、御指支ニ相成不申候様ニ致遣シ可申候（後略）

要するに、自分の家居が蜂ヶ江堤の飾り付け場所に対して邪魔になるかどうかはそれぞれの立場から相対的なものであると、高をくくった見方を示し、差し支えるなら、そちらで下方へ場所替えをすべきで、下方が船の係留に不都合であれば川を深く掘ることもやぶさかではないとしたのである。

これに対し車屋側は、「私不被成御神事ニ御座候得者、左様之義者堅ク不相成」「往古も御定被成置候御太切之御車飾場所と、弥五左衛門私欲ニ取建候家居と競物ニ致候事言語道断之申分」として、弥五左衛門側の申し出をまったく相手にしなかった。

車屋は弥五左衛門となかなか直接交渉ができず（弥五左衛門の居留守が理由と思われる）、十月二十四日になって、弥五左衛門の息子弥三左衛門と接触することができた。車屋側は「御車之義者五拾石余之御高も被為附置候而、不被成私御太切之御神事ニ御座候、右御車之指支ニ相成候間、其方も被取建候家居等御取私、元之ことく明所ニ被成置候様ニ親父様江懇ニ被仰伝被下度」と挨拶した。市江車についてはそれを賄うために五〇石余の御高車領がついていることを前面に出した申し分となっており、私的な家居との区別を図ろうとしていることが窺われる。これに対し弥三左衛門は父への伝言を約束したが、事態は全く動かなかった。

十一月十八日、車屋又右衛門は弥三左衛門に次のような書状を出した。

(前略) 市江御車并磐固船傍場所之義、家居出来候而者御神事之指支ニ相成候間、御車并磐固船傍場所者古来之通明所ならでハ不叶場所ニ御座候ニ付、御親父様江掛り御目ニ御咄シ可申上と存候処、御留主ゆえ貴様も御親父様江右之趣委細御咄被下候様御頼申置候処、爾今何れとも思召之旨不仰下候故、又々御尋申上候、右之趣御親父様江御伝被下、御親父様思召之否貴報ニ被仰聞可被下候、尤致參上候而可申承候得共、少々不快ニ罷在候故、如此ニ御座候、以上

十一月十八日

又右衛門

弥三左衛門様

ここには、事態が一向に進まないことに対する車屋側の苛立ちが窺える。そして、弥五左衛門側が明らかに対決を避けている状況が説みとれる。この書状に対する返書は次の通りである。

(前略) 先日ハ御光賀^目ニあつかり雖有奉存候、其後委細御好事之通親義江申聞候得共、御用等出来仕候而不得寸暇候ニ付、御無沙汰ニ罷成、此段御用捨可被下候、此度も親義名古屋江罷出申候処、帰宅仕候ハ、追付御返事申上候間、左様ニ思召可被下候、為御断之如斯ニ御座候、折節取込艸々申上候、以上

十一月十八日

林弥三左衛門

宇佐美又右衛門様

貴下

親の弥五左衛門に伝言したにもかかわらず、親は多忙で連絡も取れないでいるが、近々挨拶をするだろうと言うのである。一ヶ月近くも交渉を放置したままの言い訳であった。

二 市江車衆と地主弥五左衛門との交渉開始

引き続き弥五左衛門と直接交渉をもてない車屋は西保村与八と相談した。荷之上村弥兵衛は、弥五左衛門の考え方は通らないとし、このままではお上の裁許となるが、それは回避したいので、与八から事済むように話を進めてほしいと申し入れた。この裁許という言葉が弥五左衛門を動かしたのである。十一月二十四日、ついに弥五左衛門が与八とともに弥兵衛方を訪れた。弥五左衛門は次のように述べた。

私義中地堤ニ御願申家居を作候処、市江車之障ニ相成候由、是ハ曾而私不存ニ御願申候、頃日承候得者、車警松と申茂在之由申候故、今日御頼申度參上致候、右申候通曾而不存候而御願申上候事ニ候得共、私義堤廻御役義も蒙居申候得者、今更故障在之と申候而者私役義相立不申候、其上外聞も迷惑ニ存候間、此段幾重も御勘弁被成下、兎角御車を下々方江御下付場御代工被下候様奉候由申候

ここでは、堤防上の家居は領主側への許可を取っていること、自らは堤廻りの役儀を承っており外聞が悪いことを述べ、改めて御車の飾り場を移動してほしいとしたのである。これに対して、弥兵衛は「御困り御尤」としながらも、「どうぞ堤東腹か又者御車飾場も南之方ニ而御車曳之御綱手ニも差障ニ不相成様ニ家居御作被成候而者如何候哉」と提案したのである。その結果、車屋側の「承知無之時者」家居を「取払可申」と弥五左衛門側は応じてきたので、裁許を求める願書提出は控えられることとなった。

十一月二十五日には車屋連中が寄合をして、翌日弥五左衛門に書状を遣わした。それは次の通りである。

(前略) 扱又其節御車飾場場代致具候様ニと被 仰聞候義、連中寄合又々相談仕候処、追々申上候通、御車并替固船飾場所之義ハ明所ならでハ御神事之指支ニ相成候間、氣之毒ニ者奉存候得共、何卒右場所之義者只今迄之通明所ニ被成置可被下候、勿論御車并替固船飾場所代之義ハ難相成御義ニ御座候由、新家ニ軒御取払可被下候、并先夜申上候通堤外腹・川岸ニ被植候小松・柳車登セ之綱手引候道無指支様致度御取払可被下候、右之趣御承知被下

候哉、否貴報ニ被仰聞可被下候、以上

十一月廿六日

又右衛門

弥五左衛門様

やはり車屋連中は車船の飾り場所替えはできないとして、弥五左衛門に新家ニ軒を取り払い「明所」に戻すよう要求したのである。先のやり取りの通りであれば、これで事態は動くはずであった。弥五左衛門からの返書を次に掲げる。

(前略)頃日参上仕御頼申上候一義御承知無御座候段、御連中様寄合之上被仰聞、於私祭礼差支ニ相成候てハ氣之毒奉存候、右祭礼御差支ニ相成り不申候様ニ可仕候間、左様ニ思召可被下候、其内参上仕可申上候間、此上幾重ニも可然様ニ御勤考可被下候様奉願上候、取込早々御報御免可被下候、以上

十一月廿六日

林弥五左衛門

宇佐美又右衛門様

御報

弥五左衛門は、祭礼の邪魔にならないようにするとして車屋の要求をすべて容れたかのような返事をしている。これ一件落着となるはずであった。しかし、事態はそうのように進むことはなかった。

十二月初旬を過ぎても一向に動きのないことに業を煮やして、車屋は弥五左衛門に次のよう書状を送った。

(前略)御車傍場所并綱手道之諸木共御取払候様ニと追々申進候処、爾今其分ニ御指置被成候、是ハ先達而も申候通不被成私御太切成御神事之傍場所ニ候得者、其分ニ難指置義ニ御座候故、御達シ可申上候間、左様御心得可被下候、以上

十二月十一日

又右衛門

弥五左衛門様

この書状に対する弥五左衛門の返書は次の通りである。

尚々只今ニ而御用多御座候付、春ニ成取払可申候間、御勘弁被成可被下候、以上

先頃被仰聞候御車傍場所綱手諸木共差支無御座候様承知仕候、早速取度奉存候得共、御用多出府仕候ニ付、中々左様所ニも相成り不申候、此方とても御差支之義氣之毒ニ奉存候ニ付、取払可申候、併来祭礼前ニ思召之通可仕候間、御用捨被成可被下候、以上

十二月十一日

林弥五左衛門

宇佐美又右衛門様

このやり取りで明らかであろう。車屋側は早急の御車飾り場の確保を目指していたのに対し、弥五左衛門は御用繁多を理由に年内の対応は困難として、来春の対応を提案してきたのである。車屋側は、弥五左衛門の対応は「附延ニ致候様子ニ決而相見え候故」、藩の「御裁許」がなくては家居の「取払」は不可能と判断し、十二月二十四日ついに代官児嶋幸左衛門に出訴することとなったのである。

三 代官への裁許願の提出

蜂ヶ江堤の出入りは出訴前の内済では収まらず、ついに代官に裁許を求めることとなった。願書は長文ではあるが、論点を見るために重要なので全文を掲げよう。

奉願上候御事

津嶋牛頭天王御祭礼之義者、依神託往古も先車老輛市江嶋と相勤来り申候、尤由緒も多御座候得共、事繁候故省略仕候、右御車六月十四日ニ先例を以西保村岸木曾川通ニ而試案相勤、夫も直ニ御車船并替固船綱手ニ而引登せ、先年も御堤通外ニ者綱手之差障御考、被遊、竹木等も植付不申、明所ニ御座候而、津嶋下蜂ヶ江と申所車繫松と申ニ繫留メ、市江由緒之者并東保村之者共寄合、夜中傍り下拵仕、翌十五日未明ニ御車飾立、先規之義式相勤、夫

と替固船漕揃、御車離立、御神事相勸申候、然処当夏津嶋村弥五左衛門と申者右御堤通御車繫場所二新屋敷櫛、家作仕、其外御堤外通車登せ之御綱手道二小松柳等植付候故、西保村与八儀弥五左衛門近親、殊二市江由緒之者二も御座候二付、弥五左衛門方江立越肆々江堤之義者由緒有之明所二而、市江御車傍場二御定メ在之候場所二候間、指止メ候様二申達候得者、弥五左衛門申候者、古来も車傍場二而指支成候者、御車傍り場所替候様二と心儘成返答故、無是非十月廿四日二弥五左衛門方江立越シ及対談可申と奉存候所、折節致他出候故、俸弥三左衛門二逢候而、市江車之儀者、御上も御高五拾余石御附被為置候而、私二相渡候神事二而者無御座御太切成儀候得者、右場所二家居作り候而ハ甚御神事之差支二相成候間、御車并替固船傍場所ハ古来之通明所二被成置候様二と委細二申置罷帰候、其後否不申越候故、書状を以相尋候得者、何共訳不相立返事二而、結局家居も作添、其上畑拵麦業仕付申候、右御車傍場所先規より御定置被成下、繫松も有之候而、場所替不相成儀故、其後折々以書状申遣候得共、何角二事寄諸事附延之返答計申越候故、乍恐時節も不奉省不得止事御願奉申上候、右御祭礼之義者天下泰平御国御繁栄御武運長久之御祈祷二而、源敬棟（平出）二も格別二思召、御高も附被為置、御上意二而御判物改メ被下置、頂戴仕罷在候而、唯今二至迄御代々不易之御神事二御座候得者、聊私二相勸候御祭礼二而無御座二付、乍恐御太切二奉存候、右弥五左衛門如何之了簡二御座候哉、古来も御定置被遊被下候御車傍場所御車登綱手道筋二邪魔仕、御神事之障り致、理不尽之仕方、古格之義式も相妨可申巧欺と奉存候、家居者不及申上、諸木等成長仕候而ハ、御車船替固船引登申儀不相成、御祭礼自と差支申儀御座候、別而、御上覽之御刻限等相考、随分御太切二仕候処、御祭礼相滞候而ハ千万恐多神慮之程も難計奉存候、何卒弥五左衛門被召出、御吟味之上家居諸木共早々取払、御先代様も御定置被遊被下候通、御堤通之儀者是迄之通明所二被仰付被下置候様二達而奉願上候、以上

海西郡市江御車屋

明和三年

東保村

又右衛門

戊十二月

西保村

佐藤七郎右衛門

児嶋幸左衛門様

同村 佐藤与八

荷之上村 服部弥兵衛

鯛浦村 勘右衛門

東条村 甚右衛門

同村 紋右衛門

東保村庄屋 五兵衛

御車屋四家のほか関係者(当該地域の有力者)が連名で、これまでの経緯を述べ、弥五左衛門を吟味して、御先代様(先の藩主)の規定通り、彼が占拠した堤を「明所」としてくれるよう訴えているのである。そこでは、これまでの車屋と弥五左衛門のやり取りが詳しく説明されている。中でも重要なのは、この出入りの間に弥五左衛門は新たに家屋を作り、更にそれに付随して畑を拵え、麦や菜の仕付を行っているという点である。先に述べたように、河川敷や堤防を近隣住民が利用することはよくあることであるが、弥五左衛門は既成事実を積み重ねていくことで、この出入りを有利に進めようとしていたと考えられる。蜂ヶ江堤は木曾川から町方新田に水路が入り込んだ中堤の一つであり、その地域を仕切る庄屋として弥五左衛門は振る舞っていたが、津島町村から離れた支配地に地主として拠点となる家屋を築くとともに、作場小屋ともなるような建物を新造していたのであろう。本来堤防そのものは尾張藩の所有に関わる(郷地として扱われ課税対象地から除外される)が、その地続きの所持者であれば、堤防を破壊しない範囲でその利用権を獲得していたものと思われる。それが、お上に届けているという彼の主張につながるのである。以上のような堤防隣接地の利用権を御車屋側がどのように排斥していくかが問われていると言えるだろう。

ところで、ここには弥五左衛門と関係が深く、当初弥五左衛門の代わりに弥兵衛らと交渉に当たっていた西保村佐藤与八の名も見える。彼は明らかに弥五左衛門と一線を画す形で車屋連中と名を連ねるようになってきている。弥五

左衛門が頼りとしていた車屋側とつながりのある市江島在の有力者が車屋連中と結束したのであるから、ここにほぼ争論の結末は見えてきたように思われる。

この願書を受け取ったのは代官兒嶋の手代吉井幸蔵であるが、彼は次のように指摘した。即ち、弥五左衛門が結果として神事の邪魔をすることになったが、彼としては「家居取建候事全ク利用ノ為ニ而神事ノ妨致候とハ相見え不申」というのである。やはり、土地利用は肯定的に見られている。その上で、厳しい物言いはせずに、弥五左衛門は知らずにやったのであろうが、神事の障りになるので取り払ってくれぬかと、穏和な形の願書にして欲しいと言ってきたのである。

これに対して車屋らは、堤廻りを役儀とする弥五左衛門ほどの人物なら家居が妨げになることは分かっていたはずであり、それなのに家作を追加したことから見ても「妨致候巧」であることは明らかだと反論した。車屋らは願書の「文言も野郎」で「公事下手」であるとして、書き替えを求める手代に対し、自らの説明に偽りはないと、書き替えを拒絶した。

これを受けて、手代吉井は内々に弥五左衛門を呼び出し、真意を聞いた。これはなるだけ訴訟と裁許を避け、内済で事を済ませようとする配慮であつたろう。弥五左衛門はそこで次のように述べたと伝えられる。

祭之指支ニ相成候と御座候而者、私迎も強而相願候所存無御座候、畢竟天王御相手ニ公事致候同然ニ御座候得者、早速引取可申候、併右場所之義者、御上も御見分も被成下候上相済候事ニ御座候得者、今更崩候而者御見分被成候御役人衆様も御不吟味之様ニ相聞、私も不調法ニ相成可申候得者、何卒場所替相願候而、右家居引移申度候、来春ハ早速御見分相願可申候間、夫迄御勘弁之上御指延被下候様ニ仕度候、尤右之存念ニ御座候得者、市江之衆中も願書被指上候義相止ミ候様仕度候、右之義ニ付市江も御願被申上候而者私禿ニ及ひ候事ニ御座候間、呉々願書指上被申候義相止候様ニ仕度候

即ち、牛頭天王（津島神社）を相手に訴訟するつもりはないので、堤防は明所にする。しかし、この場所への家作は

お上が檢分して認可を得たものであり、直ちにそれを壞すことは藩役人の不吟味ともなり、自分も不調法となる。建物は場所替えて移動させるが、来春早々に檢分して移るつもりなので、それまでの猶予を欲しいとしたのである。そして、市江車屋衆中からお上へ願書が出されたならば自分は潰れてしまうので、それだけはどうしても止めて欲しいとしている。弥五左衛門もこの訴訟を勝ち抜くことは困難であることを承知しており、是が非でもそれは阻止しようとしているのである。この申し分は弥兵衛に伝えられ、来春まで願書は手代吉井の許に留め置かれることとなった。

四 市江車屋の追願書提出

その後明和四年正月十五日を過ぎても代官からの連絡はなかったので、車屋連中は同月二十七日に相談をして、追願書を代官に提出した。それを次に掲げよう。

去戌之極月以書付奉申上候蜂ヶ江御堤江津嶋村弥五左衛門新屋敷新畑并諸木植付候而御祭礼指支之義、委細先書二奉申上候故省略仕候、右之場所先規も御定被成下置候通、諸事取崩候様御吟味奉願上候通、乍恐急々弥五左衛門被召出、御吟味之上右之品々早速取払、前々も御定被成下候通二被 仰付被下候様奉願上候、恐多御座候得共、雖指置御儀二御座候故、書付を以奉窺上候、以上

明和四年亥正月

海西郡市江御車屋

東保村 又右衛門

児嶋幸左衛門様

新年になって事を急いでいる車屋側が代官に催促した形である。これに対して手代は、もうすぐ檢分があり場所替えがなされるはずだと説明した。

二月に入り、やっと本格的な場所替えの吟味がなされることとなった。十一日、神谷弁助（国方奉行所〓勘定方の役人と思われる）が津嶋村を訪れ、庄屋兵内宅に綱浦村（現弥富市）勘右衛門を呼び寄せ、次のように述べた。

今度弥五左衛門と其元方出入之場所之義者某見分致相違候処、御国御用人衆右場所ニ障者無之候と尋在之候処、障無之旨申答候故願之通相済候、然ニ今更障願被指出候而者、畢竟役人之不念ニ相成候、何卒勘弁も在間敷哉

要するに、弥五左衛門の家居は自分たちも検分して許可したものであるから、今更障りの願いを出されては役人の不念となってしまうので、何とか勘弁して欲しいというのである。これに対し勘右衛門は、弥五左衛門が障りないと偽りを述べたのであって、役人方には不念の非はないとし、あくまで早急の取り払いを求めた。

そこで新たに神谷は次のような問題を提出した。即ち、家居は昨年の祭礼時にも存在したはずで、それで船飾りができたのであれば、今回は新たに作り添えられた一軒のみの取り払いでよいのか、という質問である。この質問への返答を約束して勘右衛門は帰村した。

十七日に車屋連中は寄合をもつて、何ら譲歩はできないと決し、それを神谷に届けた。神谷は、それならば裁許も仕方がないとし、勘定方役人が介在したレベルでの内済は不調に終わった。

二月二十七日、車屋たちは代官手代吉井を訪ね、いまだ何の連絡もないことを問い、次のように述べた。

弥五左衛門所替相願見分在之候迄日延致遣候様被 仰聞候故見合罷在候処、去頃神谷弁助様津嶋江御出被成所々御見分御座候得共、右場所ハ御見分無御座由承申候、彼是以附延之巧と相見え申候、先達而指上候両度之願書御頭様江御達被下候哉、何卒急ニ御裁許在之候様ニ仕度、何レ茂御願ニ罷出候

即ち、神谷弁助が検分に来たが、弥五左衛門家居場所替えの検分はなく、引き延ばし工作が行われているのではないかと疑問を呈し、代官への願書の提出を急ぐよう求めたのである。吉井は、願書を自分できちんととめておくことができないと判断し、明日の代官在中にあわせて来て願書の旨を申し上げるよう、車屋方に伝えた。

二八日に車屋連中は代官見嶋幸左衛門に直接次のように訴えた。

去極月願書を以相願申候津嶋弥五左衛門家居取払之義、爾今何れ共御裁許も無御座氣之毒仕候、尤弥五左衛門初
も取払可申由之返答ニ而兎角附延計申候而取払不申、去極月も御役所ニ而御吟味御座候而も、只取払可申由申上候
由、今度又々御呼出御吟味被遊候而も、兎角何れ共無キ御答可申上候、此上者乍恐いッ迄ニ取払候哉之日限御指
被遊被下候而、否御尋被下候様ニ奉願候

即ち、弥五左衛門の引き延ばし工作をやめさせ、いつまでに家居を取り払うのか期限を切るよう吟味を求めたのであ
る。これに対し兎島は、この出入りについては幸藏から「一寸噂」として聞いているとし、弥五左衛門の不屈きを責
め、彼に取り払い日時を明確にさせることを約束した。

このあと、弥五左衛門の本来の主張が表に出てくる。二十八日に呼び出しを受けた彼は次のように述べたのであ
る。

中地堤と申ハ全体津嶋町方新田地内之堤ニ而、枯草代等も年々町方新田も相勤候、其上御願申上相済候上、家居
取建申候処、市江も彼是申謂レ無之候、ヶ様ニ市江も理不尽申懸候義不得其意候得者、取払申義中々不存寄御事
ニ御座候

即ち、弥五左衛門の家居を拵えた堤防は津嶋町方新田地内のものであり、枯草代（草地利用料）などの諸負担も町方
新田が勤めている。その利用について市江車連中の側から制限を加えられるべきではないというのである。ここには
津嶋祭礼奉行の論点は入っておらず、純然たる土地所有と利用に関わる論点だけである。

五 国方役所の本格的な吟味と内済案の提示

この訴訟の吟味は、代官兎島と澁州奉行で津嶋町方新田支配の水野清左衛門に国奉行から申し付けられた。直接の
取り扱いは水野の手代である岸上弥右衛門が当たった。吟味に当たる側が在地に不案内とのことで、車船飾り場と車

船の繋ぎ松などを委しく絵図にしたためるよう車屋側に表示が出されたので、車屋側はそれに応じた。

三月十三日に、東保村の又右衛門が水野の役所に訴訟に關わる絵図面を届けた。その際、非常に興味深いやり取りがなされている。水野は、弥五左衛門の屋敷裏の堤防に車船を留めておく証提の繋ぎ松について質問する中で、堤防の内腹の松に船を繋いで作業するのに、堤防上の家居は妨げになるのかと尋ねたのである。これに対し又右衛門は、そもそも家居の裏で大切な車を飾ることは憚られ、堤防の上には飾り付けに要する諸道具を差し置くので、差し支えになると説明し、更に警固船から堤防に渡す紐の妨げになると述べた。それに対し水野は、車飾りの場を明け、警固船からの道をあけて家作すればよいのではないかと、細かく質問してくる。ここで又右衛門は、弥五左衛門家居の祭礼に關わる根源的な問題性について指摘した。次の通りである。

当御神事相勤候義ハ五月廿五日も御車屋家内之煤払仕諸事相清メ、同晦日ニ忌竹を建申候、夫も連中家内を清メ、六月七日も何れも清火仕、万事清浄ニ致候事ニ御座候、然ニ家居と申者は第一不浄多御座候、其上右家居二万一其日ニ当り死穢等在之候得者、当日之御神事相勤不申候、何レニ致候而も家居御座候而ハ決而指支ニ相成候

要するに、神事はすべてを清めておこなわれるのに対し、家居があつては不浄なるものがそこに発生する可能性があり、それが神事にとつて最大の妨げになると言うのである。家居には人の生活があり、そこには一般的に言つても不浄が付きものであるが、万一死者が出て死穢れが発生した場合は、取り返しがつかないと言うのである。これについては代官側も「尤二思召」はかなかつたのである。

さて、吟味役人へ地域に關する基本情報が届けられたあと、三月二十九日に車屋は水野清左衛門と面会し、次のように言われた。

頃日中其元ニ逢度思ひ候、尤役所も呼ニ遣候而者呼出シ吟味致候様ニ相聞候而も宜無之候、幸相見え候故咄申候、頃日両度迄弥五左衛門呼出逮吟味候処、甚理不尽成ル申分ニ而、殊ニ某二対シ強氣成事共申候故、大ニ叱り申候、其上右家居作度由最初相願候節も相濟候上ニも支配之某役所江一度も届不致候、是ハ如何と相尋候処、弥五左衛

門申候者、此義御普請方様御国方様江相願相濟申候事ニ候故、御届不申上候由申答候、成程其方申候通両方之役所ニ而相濟候事故届ニ及不申事之様ニ者候得共、併右場所江引越候百姓者手前御預りニ候、若右之家居ニ火災或者變死ニテモ在之候節、何れ江相違候哉と申問候処、甚困り色々と断申候而、弥五左衛門申候者、右場所ニ家作之義ハ無由緒相願候事ニ而も無御座候、先年右場所ニ家作可申由之御国奉行様之御証文所持仕候由申候故、某申候者、ヶ様ニ懺成証文所持致居ながら、最初市江申願候節何速急度申答不致候哉、何共是等之義も某吞込不申候、併市江も指出候願書借渡し可申候間、其方申訳在之候ハ、一々返答之趣書付ニ相認、并右証文之写・場所之絵圖指添指出し可申由申付候、夫ニ付其元方も弥五左衛門と初発り之懸合并書状等も可有之候、右之書状等委書認某方迄序ニ被指出候様ニ致度候、右之掛合之書状表立違候事ニ者無之候得共、奉行衆江咄致候心得ニ茂相成可申候、勿論其元咄ニ而問候而者覚忘候事も可在之候得者、右申候通書付候而屋敷迄序ニ被指出候

ここからうかがえるのは次のようなことである。水野はなぜ家作を新田支配である自分に届けなかつたのかを弥五左衛門に問い、その家居から火災などが発生した場合の問題性をただした。弥五左衛門は、もともと家作には由緒があり国奉行からの証文を有していると返答した。国奉行の証文とは、一般に尾張国在方の地域社会では絶対的な効力を有するものである。水野は、それだけの由緒があるのならば、それをもって車屋連中に対峙すべきであるとし、車屋側の願書に対して一々反論を述べよう申し付けたのである。水野は車屋側と弥五左衛門が同じ士俵で争論することを選んだのである。

その後四月三日になって、再び弥兵衛が水野と面談したところ、水野は、弥五左衛門の二軒の家居のうち、北の端にて一軒を残し、そこに大境を打ち、これ以後家居を作らないとの証文を取り交わすようにしてはどうかと示談案を提示してきた。おそらく国奉行の証文の存在を疑い始めていたのである。そして「御武運御長久之為相渡候御神事ノ古格崩候而者、如何神慮之程も無覚束」と、思い直したものと思われる。

しかし、車屋側は毅然とした態度をとった。弥兵衛は次のように述べた。

段々御懇志之被 仰聞忝奉存候、併此義者追々申上候通私之御神事ニ而者無之候故、連中之内誰一人了簡致候者無御座候、万一私之了簡を以 源敬様(源)も御定被成置候古格を崩候而ハ、此以後御神事相勤不申候、其訳と申者、御存知被下候通大所之津嶋ノ車十輛を引受、市江も只老輦之車ニ而毎年先車ニ相渡候事古格無之候而相成候事ニ而者無御座候、其上向嶋御車破渡場之義も何レも築立候哉、此方ニ而曾而不存候得共、先達而築立被置候十五間之破渡場七間半市江老輦之車江受取、七間半津嶋五輦之車江受取、老輦ツ、繰附ニ附ケ申候、其外市江車二者格別規模之古格も御座候、左様ニ申候と而手形証文も無御座候得共、毎年右之通ニ而相渡候が証換ニ而御座候、当御神事之義者天王御鎮座之頃も御座候而、往古ハ市江車計ニ御座候而津嶋十輦之車ハ甚後ニ出来候由、仍之万事市江之例ニ准候、ケ様ニ大切成御神事ニ御座候ニ付、権現様(平)も車老輦・御高五拾石余村方ニ而被為附置、其外当車計御寄附之品も御座候、於も御国ニ寺領社領者数多御座候得共、御神事領として御高被附置候者 御城丸之内天王六月十六日之御神事并当御車計ニ御座候由、尤 源敬様御意ニも古格之通相渡候様ニとの御事御座候得者、少も私ハ無之候、勿論古格ヲ欠シ候得者、決而崇御座候様ニ申伝候、只今ニ而も神事相勤申候者身不浄ニ御座候、歟、又者穢等御座候処、心得違仕候者家内ニ御座候得者、其崇歴然ニ御座候而、是迄其崇ニ合候者数多御座候、右申上候通、遠クハ天王御鎮座も近クハ 権現様源敬様御代々源戴様迄甚御太切ニ被為思召、御代々御定例之御上覽御座候、ケ様御太切之御神事之古格崩候義、私共風情了簡坏と申事恐多奉存候、此段御勤弁被下候

要するに、津島祭りにおいて市江島の車船はその先頭に立つ由緒を持っており、津島町村の車船よりも高い格式を有していることを前提にして、その妨げとなるものは許されないと言うのである。そして、そもそも津島祭りは家康・義直以来代々の尾張藩主にとって大切なものであり、自分たちがその習わしをとやかく言うことはできないとし、古格を崩した場合には祟められるというのである。神事を行う場合は不浄であつてはならず、仮に穢れた者が携わつたりした場合には咎められるとしている。ここには、徹底して古格を貫き通そうとする車屋側の立場が見え、その背景としては徳川家と神事のつながり、その神事における津島町村を優越する市江島の格式というものが提示されたと見

てよいだろう。また、そこには、経済的に優位に立ちつつある地主勢力に対して、神事を担うより古い勢力としてのプライドが垣間見えるように思う。

市江車屋連中は水野清左衛門とのやり取りで、あくまでも裁許を得たいとの立場を明確にしたが、それに対して水野は次のような疑問を述べた。即ち、お上の評定で「北之廻宅軒之家居ハ去年も在」ったのだから、今年もそれはそのままにして船を渡してはどうかとの評定が出た場合、それに十分な返答ができるかというものであった。現状で昨年も神事を挙行していたのに、今になってどうして新たな対応を求めめるのか、説明ができるのか、という質問である。車屋側は、船飾り場と市江は一里余も離れていて、しかも年に一度しか使用しない場所について十分把握できていなかったとした上で、昨年の祭礼では不審とは思いつつも、「幸去年者警固船も数無漸六艘出」の状況で「右之家も南之方迄三附候故」さほど問題は起こらなかつたと述べた。だが、「船余慶出候得者決而指支」になることは明らかで、これを役所に届けることも考えられたが、ことを公にせず内済で済ますことがよいとして、その時は届けなかつたというのである。

この返答に対して、水野は非常に皮肉を込めて次のように述べた。

其元被申候趣ニ而者万事私ニ致候事無之様被申候得共、警固船其年ニより多少在之候者心儘ニ出シ候様ニ相見え申候、畢竟御定ニ候ハ、船何艘と申定り可在之様ニ存候、是ハ全私ニ而者無之候哉

水野は、車屋側が神事は公的なもので私的に対応できないとしたところを逆手にとつて、船数が毎年異なるといふのは、それが公的に決められたものでなく、私的に人々が勝手に船を出すのではないかと問いつめたのである。ここには明らかに車屋側の強硬な姿勢に対する新田支配水野の嫌悪感が表れている。つまり、船数がそれくらいで足りるといふのであれば（市江島の裁量で決められるのであれば）、昨年船飾りが可能だったように、今後も執り行つてくれなにかという思いが込められているのである。これに対し車屋の代表跡兵衛は次のように応じた。

右警固船ニ急度仕候定り御座候、其定と申者御車之役者九人と申御定メ御座候、右役者咄人ニ船彦艘ツ、出シ申

候定ニ御座候故、警固船九艘と申が定ニ而御座候、勿論船之多少心儘ニ仕候事ニ而者無御座候得共、連中之内其年ニ当り火之指合御座候歟、又八家老軒も役者兩人罷出候得者、船老艘出候事ニ御座候、右之訊ニ而船之多少御座候得者、是ハ全ク私之計ニ相成不申候。

船の出し方には定めがあり、車役は九人で、役者一人につき船一艘出す決まりであるから、警固船は九艘が原則である。しかし、その年により、役目の都合で火の指合（車出しの明かりをすべて取り仕切る役目）をしたり、一軒の家から役者を二人出していたりした場合は、船数は減ることもある。これらは役目上のことであり、決して私的な都合で決まるのではないというのである。これに対し、水野は更に細かい質問をする。

其方被申候趣者去年者船六艘ニ而漸新家之境迄ニ附候由、左候ハ、右新家者總ニ四五間ならでハ在間敷候、船横附ニ附候ハ、半艘之丈程こそ在間敷候処ニ、当年定之通船九艘出候ハ、老船者如何様共右新家之裏ニ附可申候得共、残式船者何方ニ附候哉

昨年は船六艘で弥五左衛門新家の境まで達したというのであれば、新家は間口が四、五間でなければならぬ。それは船を横付けにした場合の半艘ほどであり、今年定めぬ通り九つの船を付けるのであれば、一艘はその家作の所に付けられるだろうが、残りの二艘はどこに付けるのか、という質問である。この細かい質問に対し、弥兵衛は次のように答えた。

左様ニ被思召候も御尤ニ奉存候、百姓之家と申者町家とハ違大分之作を仕候故家数も多、殊更屋敷も甚広ク菜園物等屋敷内ニ作候程ニ御座候得者、右家老軒之屋敷裏ニ者船三艘程者儘ニ附申候、本より御車波渡場も北古屋敷迄ニ而右之船不残附候様ニ仕候物ニ御座候得者、少々家御座候而も指支ニ相成候

即ち、百姓の家は町屋とは異なり屋敷が広いので、一軒の屋敷裏に船三艘ほどは付けられると言うのである。それゆえ、その分だけ堤防部分を明けておくことを望んでいるのである。水野は、先の調停を受け入れずあくまで裁許を望むのは、地方役人である自分たちの吟味不行届を訴えるもので、それでは代官としての面目が立たなくなるが、それ

でも言い分を変えないか、と詰問した。しかし、弥兵衛は次のように応答した。

御上ヨリ御預り申候而私共相渡候御神事ニ御座候得者、全 御上之御車ニ紛無御座候、然ニ弥五左衛門御為も御座候様ニ申上候得共、纒成御事ニ而、畢竟私欲ニ仕候御事ニ御座候、縦弥五左衛門大造之御為仕格別御鼠肩御座候迎も、御武運御長久御国御繁栄之為御折禰相渡候御車ニ御見代被遊候御事ハ御座在間敷御義と乍恐奉存候、夫共御大切之御神事弥五左衛門老人ニ御見代被遊、強而御裁許被 仰付候得共、私共も其節者申上様御座候、併此義ハ只今白地ニ離申上候、尤此義乍恐 殿様御耳ニ達、御先祖 源敬様も御代々不易之御神事古格崩候而も不苦候間、其通ニ而相渡シ可申由上意ニ御座候ハ、是ハ御上之御車を御上之思召ニ而古格御崩被遊候義、私共土貢可申上様無御座候得共、兎角私共ニ勘弁致御神事相渡候様、縦御老衆様御直々ニ被 仰付候迎も、幾度も御願申上御受者申間敷所存ニ御座候

即ち、津島祭りの神事はお上から預かつて行うものであり、車船もお上の車であつて、それは弥五左衛門が主張する「御為」とは全くレベルが違うというのである。車屋のほうがお上の為そのものであるのに対し、弥五左衛門の家居は「御為」を装いながら、その実「私欲」に過ぎないとしている。そして、弥五左衛門を鼠肩して彼を御車の身代わりとすることはあつてはならないと訴えている。但し、万一こうしたことが藩主の耳に届いて、古格を崩すこともやむなしとなれば、その時は車屋がとやかく言うものではないが、今後車船の渡し方を自分たちが引き受けることはないだろうと、非常に強気の物言ひに出たのである。表向き弥五左衛門を相手にしながらも、その実支配の代官を相手にし始めているとも言えそうである。

これに対して水野は、「是ハ仮初不被成大切之事ニ候間、連中弥何も左様之存念候哉、今一応得と相談致存念之趣委ク書付、連中不殘判形致急ニ指出可申」と応じた。弥兵衛の申し分は非常に重大な内容を含んでいるので、車屋連中の総意として代官に対応しているのかどうかを確認したのである。

弥兵衛は、出張先の名古屋から飛脚を出し、重要な相談があるので四日に名古屋に出てくるよう車屋連中に連絡し

た。

四月四日になつて、車屋連中は車屋旅宿の一色屋弥吉方に集合した。そこで車屋は次のような申し合わせをしたのである。

清左衛門様被仰候趣ニ而者御了簡モノニ相成可申候、中々左様成事ニ而ハ承知成かたく候、尤最初障之趣申懸候者、北之家老軒作候故ニ在之候、南老軒之義者追而出入ニ相成候後ニ作候家ニ而、是ハ勿論取扱可申事ニ候、然ニ北之家老軒相残候而者、此方之願一向相叶不申と申物ニ候、勿論私共ニ了簡致遣シ候様ニ被仰付候而も、幾度も御願申願相叶申迄ハ相願可申候、殊ニ南之家之義ハ後ニ作添候而畢竟論所ニ在之候得者、縦弥五左衛門十分之利在之候而も作添中間敷事ニ候、殊更重々無理ニ而理迎ハ一分も無之処ニ、ケ様ニ家作添候義傍若無人と可申哉、言語道断之義、右之家者在而無之物ニ候処ニ、忒軒之家を体ニ御取御了簡御座候義不得其意候、右之趣共清左衛門様江急度御返答可申

即ち、水野の提案を受け入れたならば、それはこちらが譲歩したことになるので、それはできないとしている。具体的には、そもそも訴訟は北側の一軒から始まつており、南側の一軒はその後に作り添えられたものであるから、実際には存在しても、訴訟の上では無いのと同じである。にもかかわらず、南の一軒のみを取り払うという提案は内済になつていないと言うのである。このことを水野にしっかりと述べることを確認したのである。

五日朝、又右衛門と弥兵衛は水野の屋敷を訪れ、車屋連中申し合わせの内容を伝えようとしたが、その機先を制するように水野は次のように述べた。

頃日弥兵衛ニ申候者咄迄ニ候、何も連中呼ニ遣可申扱と申義ニ而者無之候、於此事左様ニ連中呼付吟味ケ間敷致候義ハ某ニおゐて無之候、全体市江も願之趣意ハ偏ニ御上御大切ニ存、古格之崩候を相歎候而已、畢竟私欲者少も無之候、先日も奉行衆江違候故、市江モノトモ願之義ハ天下第一之御神事ニ指支古格も崩候と相歎候事、私共了簡ニ少も及び不申候、元も御国御先祖 源敬様初御代々重キ御取扱ニ御座候神祭之事ニ御座候得者、市江之者

トモ願候書面之通ニ被仰付候方ニ而も可有御座哉、委細追而吟味之趣書付を以可申達候由、咄致候

即ち、自分には車屋連中を集めて吟味するつもりはない。市江の者たちの私欲のない御上大切に氣持ちは理解している。天下第一の神事に関わることであり、自分たちの了簡には及ばないことである。市江車側の申し分の通りになるかも知れないが、詳しくは追って連絡するとしたのである。車屋側が国方役人ニ代官側と全面的な対決に入りそうだと察知した水野が、混乱を回避するために取った対応であろう。

六 内清断念から裁許へ

水野清左衛門はじっくりと対策を練つたのであろう。四月十日になって弥兵衛を呼び出し、翌日の出頭を命じた。水野は、市江車屋側の最初の願書には市江車の由緒を省略したところがあるので、それをすべて記して示すよう求めた。車屋側は早速十二日に次のような口上書を提出した。これまでの記述と重なるところが多いが、重要なので全文掲げる。

口上書之覚

海東郡津嶋 牛頭天王六月十五日御神事者依 神託ニ天下泰平国家安全之為勤候処之御祭礼ニ而、毎年無退転相勤来候、然ニ先車壹輛ハ市江七ヶ村四家之者共相渡候、此市江先車之儀者当御神事之始ニ而格別之規式等御座候而毎年先車ニ相渡候、然ニ往古市江嶋者勢州長嶋菅沼織部正定盈殿領分ニ而御座候処、薩摩守忠吉公様当御祭礼御覽之御、従他領先車渡候義如何様之訳ニ哉と御吟味御座候処、往古由緒御座候而先車ニ相渡来候由申上候故、被為聞召分、其通ニ事済候得共、乍然他領も先車ニ相渡候事御高意ニ相叶不申哉、以御賢慮慶長六辛丑年濃州安八郡之内を長嶋江御替地ニ被遣、右市江七ヶ村御領分ニ相成候由申伝候、夫も以来今ニ至而も御神事無退転市江も先車ニ相渡申候、御車ニ用ひ候小袖数拾八之内金襴唐織之御小袖六ツ、同人形そはつき壹ツ、同桑之胴掛

老ツ、右三品 権現公様慶長式拾年乙卯年御寄附二而御座候、然二天和三癸亥年御國中歳ク御兼約被 仰出、諸社祭祀二茂織物類御停止二御座候処、当車右三品之義者 権現公様御寄附之事二候得者、如何仕候哉と御伺申上候処、則御吟味之上格別ニ候得者不苦候之由御免被成下、当御車計右御寄附之織物筋り申候、勿論御車領御高五拾石余被 附置候処、寛永十三丙子年市江輪中御檢地被入候節、由緒無之寺領社領等被召上候二付、右御車領も如何と御吟味御座候処、段々由緒申達候得ハ、乍恐 国君源敬公様御耳ニ被達候得者、先規ら津嶋祭祀之先車ニ相渡來候が儘成証文候間、前々之通無相違附置候様ニ雖在 御上意御座候由、御国奉行酒井久左衛門様・服部小十郎様市江四家之者共江被仰聞候、尤御車船之義も御寄進御証文船ニ而相勘來申候、御車江通淺瀬之節ハ前々も 御上も御浚等被成下候、勿論御代々 殿様御上覽御座候節台算獻上仕、則御車屋宇佐美又右衛門名披露御目見仕候、右之通格別之御車ニ御座候、以上

亥

市江御車屋

四月

又右衛門

連中惣代

服部弥兵衛

市江車の由緒については「津島市史」などでも既に紹介されているが、この史料に即した形でまとめてみよう。かつて市江島は伊勢長島領であつたが、松平忠吉が尾張国主の時、この津島祭祀を見て、何故他領の市江車が尾張領の車を差し置いて先に渡御するのかと質問したという。それに対する返答は、往古からの由緒の通りに行つてゐるに過ぎないというものだった。忠吉は他領の車が先に渡御することに不満であり、そこで慶長六年（一六〇二）美濃安八郡にある自らの領地を長島藩に渡して、市江島七ヶ村と交換したというのである。これにより市江島は尾張国内に編入され尾張藩領になつたという。ここには、藩祖につながるものの市江車への思いが述べられており、市江側としては自らの由緒がそれだけ特別なものであることを示してゐるのであつた。この車出しの方式は継続しているが、更

に重要なこととして、車の飾り付けの品（織物類）の由緒が語られる。それは慶長二十年（一六一五）に家康から与えられたものであり、それゆえ天和三年（一六八三）の儉約触れ³以降も飾り付けが許されたという。そして、市江車には先述したように車高五〇石余が賄いのため付与されており、寛永十三年（一六三六）の市江輪中檢地の際も、津島祭礼先車の由緒が証拠となり高が安堵されたという。なお、市江車は藩主上覧の際は車屋宇佐美又右衛門が名披露・御目見するという格別の車であるとしている。

さて、この由緒書が揃ったところで、本格的な訴訟と内済を含む裁定への手続きとなる。児嶋幸左衛門と水野清左衛門の連名で「了簡書」（内済のために役人の意見を付したものと推定され、ほぼ車屋側の主張を認めたものと思われる）が添えられ、公事役の川井源左衛門に市江車屋の願書が渡ったのである。その上で地域の有力者に内済の取扱いが求められ、佐屋宿（現愛西市）の黒宮孫兵衛と津島の野田兵内が指名された。しかしながら、二人は「不快」として取扱いを断った。おそらく、車屋側の言い分のみを認める内済に対して、車屋とは異なる地平にいる地域有力者が反発したのであろう。ここに内済示談への動きはストップした。

祭礼が近づきつつあり、市江車連中は活発に動き出す。四月二十八日に又右衛門と弥兵衛が出府して、追願書を見嶋幸左衛門に提出した。それは弥五左衛門を早急に呼び出し吟味し、車飾りの障害物を取り払うよう求めるものであった。これに突き動かされ、ついに水野と児嶋は実地検分せざるを得なくなった。次の史料を見てみよう。

猶々御国方御足輕衆兩人為立合被相越候管候、此段為心得申遣候、承知之上早々可被 相廻候、以上

津嶋神祭車船繫場所為見分明後六日朝出立、我等共相越候之間、其心得二而津嶋村庄屋所江双方罷出可被申候、其節此状可被返候、以上

水野清左代

五月四日

岸上弥右衛門

同代

竹中喜右衛門

児嶋幸左代

寺沢平八

津嶋

町方新田

市江村々

庄屋

即ち、弥五左衛門家居のある堤防の利用をめぐる、そこに車船を繋いでおく場所があるかどうかを検分し、それが存在すれば市江車側の主張に以前からの利用権を認めようというのであろう。担当は水野と児嶋の手代であるが、それに加えて国方奉行付風の足輕衆が立会いとして出向くことになっている。より厳正な対応を担保するものである。

この廻状を受けて、五月六日に車屋衆中は津島村庄屋兵内方に集まり、寺沢平八以下の役人・足輕衆と面会した。役人らは弥兵衛に、願書以外に付け加えることはないか問ひ、それに対して弥兵衛は、願書以上のことはないとしながらも、この祭礼において「少も私者無御座」にもかかわらず、「御上ヨリ御不審ニ被思召」ていたのかと、検分が遅れていたことに不満を述べた。これに対し役人たちは、取扱いが遅れた理由を次のように述べた。

如何様其元被申候通り、境論歟或者用水江通等之出入ならば見分之致方も可在之候得共、是ハ畢竟神事之指支ニ相成候事ニ候得者、此方了簡ニ少も及不申候、併只今貴様被申候通、最初指上候願書ニ相違無之趣書付被指出候様ニ致度

即ち、境界や用水をめぐる争論ならば検分の仕方もあるが、神事に関わつての差支えとなると、自分たちの従来やり方では対応できなかったとしたのである。その上で、車屋側の主張どおりであれば、もう一度それに偽りないことを書付として差し出せと命じてきたのである。これは民事訴訟における重要な手続きであり、この主張・証言に虚偽

があつた場合は、民事訴訟でありながら刑罰の対象となるのである。ここに、ある意味で真偽を見極めるポイントがあつたものと推定する。

車屋側は直ちに虚偽のないことを口上書で示した。次に掲げる。

戌之極月以書付奉申上候、蜂ヶ江御堤江津嶋弥五左衛門も新屋敷新畑并諸木植付申候ニ付、御神事之指支ニ相成候段委細先達而願書ニ申上候得共、猶又今度右場所被成御見分、指支之趣御尋被遊候故具ニ奉申上候、勿論願書ニ申上候通少も無相違、此外ニ申上候義無御座候間、願之通急々右家居諸木共取払申候様被仰付被下候様奉願上候、以上

亥ノ

五月六日

東保村御車屋

又右衛門

西保村

佐藤七郎右衛門

同村

佐藤与八

荷之上村

服部弥兵衛

綱浦村

勘右衛門

東条村

甚右衛門

同村

紋右衛門

東保村庄屋

五兵衛

寺沢平八様

竹中喜右衛門様

口上書は出向いてきた役人二人に対して出されるという形式である。これを検分の役人が受け取ることで、争論は正規の手続きのほとんどを経たことになる。

このあと、津島村兵内宅では車屋ら市江島連中に酒食が振る舞われた。弥兵衛らは大いに食べ酔い、夜半過ぎに津島を立ち帰宅したが、これがいわば争論の「終結」を祝うものだったのだろう。先に内済取扱いを辞退した兵内であったが、ここで改めて立ち会うこととなったのである。

七 蜂ヶ江争論の最終決着

その後、五月十二日になって、又右衛門は出府し、更に再度の追願書を児嶋幸左衛門に提出した。その差出人は先づの口上書と同一であり、内容もほぼ先の追願書と同じである。勢いを得た車屋側が裁許の催促をしているのである。それと前後して出府していた弥兵衛が五月十六日に市江に戻ってきて、この争論が「願之通相済候由内々ニ而申来」たのである。役人衆との交渉により、勝利の確証を得ていたのであろう。

ついに、五月二十六日、又右衛門ら六名は児嶋幸右衛門の役所において「仰渡」を受けた。それを次に掲げよう。

津嶋天王祭礼市江嶋ら相勤候車船繫来候場所者、元来津嶋村町方新田地内堤二候、然処町方新田庄屋弥五左衛門願之上相済、右船繫候破渡場ら下江堤腹通去戌春以来追々家居取立、并右堤下之方小松柳等植付候由、右ハ神事

車船繁松破渡場等も有之、往古も右堤通明所ニ候処、町方新田より家居取建、古格も相崩候ニ付、追々庄屋弥五左衛門江及引合候得共、兎角引取不申迷惑仕候間、早々引取候様仕度旨追々其方共訴出候付、御国奉行衆江指出了簡之趣も申達置候処、其方共願之趣を以弥五左衛門手前被達吟味候処、中地と申所新規家居取立之儀申年願相済、去年以来既家居ニ軒迄取立候由ニ而、彼是願之趣も有之候へ共、弥五左衛門儀津嶋村居住之者ニ候得者、年々祭事之模様も存居可申事ニ候処、申年願之節何方ニも故障無之旨をも申達、此段ハ不行届義、尤家居等在之候而者車筋り之差支ニ相成候段ハ神事江付無余儀趣ニ付、今般各別之御吟味を以去年以来取立候家居并植付候小松柳之分共、車屋共願之通為取払、元之ことく明キ所ニ而可差置旨弥五左衛門江支配水野清左衛門も申渡候旨、此段申渡候様御国奉行衆被申聞候事

明和四

亥五月 兎(忌) 幸左衛門

市江村々

車屋

ここでは、弥五左衛門が堤防上の利用について津島祭礼の障害になりかねないのを承知していながら役所に届け出なかったのは不届きであるとして、彼に最大の非のあることが認められた。そして、弥五左衛門の家居は神事の妨げになるとして、堤防に植え付けられた小松・柳とともに取り払われ、そこは「元之ことく明キ所」にすることが彼に申し渡されることとなったのである。そのような御国奉行衆の意向を、代官兎嶋は車屋連中に達した。

その後、祭礼直前の六月九日になって、兎嶋・水野の手代二人と国方役所足輕衆が津島村に来て、弥五左衛門家居取り払いの状況を検分したことを車屋たちに報告した。それを受けて、翌十日未明に又右衛門と弥兵衛が蜂ヶ江堤を見に行ったところ、いまだ北の古屋敷に雪隠、それ以外の所にも小松・柳が所々に残っていた。二人はすぐに津島村庄屋の野田兵内方に向かい、取り払いの不備を訴えようとしたが、役人たちは既に帰った後であった。そこで、翌十

一日に甚右衛門と五兵衛が兎嶋の役所に向き、取り払い方が不十分であることを訴えた。立ち会った役人の吉田治左衛門は「夫者以之外成事二候、我等跡改ニ罷越候節、弥五左衛門致案内、是も是迄と申候故目通ニ相残候物も無之候二付、其通と相心得、其元方呼出不申、是ハ此方不念候、尤頭衆も被申渡候者、小便瓶咥ツも不残サ取払セ候様ニとの事二候得者勿論之事二候、早速取払候様可申遣」と述べ、更に二人に取り払いの申付状の中身を見せて説き聞かせ、「此通ニ申遣候得者、今日中ニ取払可申候、若此上及遅滞候ハ、早速注進可被申来候」と続けたので、二人は納得して帰村した。

ついに六月十二日弥五左衛門より、家居すべての撤去終了の連絡が来た。十四日には取り払い確認のため、代官方役人堀与之右衛門から出頭要請があり、甚右衛門と五兵衛が出向いたところ、次のような問題が残されていた。波止場として車を付けるところに「寄土」があり、でこぼこしているのである。それを「引概」してくれよう願ったのである。役人はそれを尤もとして、弥五左衛門に平らにするよう仰せつけた。当日の内にそれは実行され、今度は次のような確認書を車屋側が役人に提出した。

口上

蜂ヶ江御堤二津嶋弥五左衛門取建候新家式軒、植付候小松柳迄被 仰渡之通無相違弥五左衛門取払申候、依之書付を以申上候、以上

亥ノ

六月十四日

市江御車屋

又右衛門

東条村

甚右衛門

東保村庄屋

五兵衛

堀与之右衛門様

弥五左衛門が車屋らの要求通りに取り扱ったことを確認し、堀はそれを持って役所に戻って行った。ここに本当に最終決着を見ることになったが、それは夜に船飾りをする、まさにその当日だったのである。翌十五日には万端整い、神事をなすことができたのであった。

さて、この争論を伝える史料の最後には、書き留められたこの史料の意義が端的に記されている。最後に掲げよう。

右出入明和三年戊九月も同四年亥六月迄ニ終候、尤当御神事之義ハ昔も格別之由緒等在之、全 御上之御神事ニ紛無之候得共、年久敷事ニ候故、中古左様之訳爾と御知被遊候御役人衆も少ク御座候処、今度出入ニ付御役所ニ而古キ御留書等委ク御吟味被遊候処、全 御上之御車ニ而御大切之御神事ニ御座候趣分明ニ相知候ニ付、今度万端往古之通至而重キ御取扱ニ相成候故、再御車之格式も相定り、後代迄之規模ニ御座候得者、其節々懸合之通始中終委ク記置候、併密事等も其儘記置候得者、連中之外不可為他見者也

明和四丁亥六月

海西郡荷之上村

服部弥兵衛

政慶記之

今回の争論では、車出しがお上の御神事であることは分かっていたが、年数も経っており、そうした経緯をよく知る人々も少なくなってきた。それが、この争論で古い書き物などを吟味することになり、改めて大切な神事であることが確認できた。今度のことで市江車の扱いは昔のように重いものとなり、その格式も定まったので、後代のよりどころとして、争論の一部始終を書き留めて置いたというのである。但し、秘密のこともあるので、車屋連中以外には見せてはならないとある。要するに、この書留は、市江車渡御の障害となつたものとの争論にいかにも勝利したかという、地域利害上の顕彰とともに、市江車の由緒を精確に後世へ伝えていくため、車屋関係者の内部資料として服部弥兵衛が作成したのである。因らずもその内部資料をこうして公開することとなつたが、市江車のみならず、近世の

尾張西部地方の地域秩序を考察する絶好の史料として、このように紹介した次第である。

おわりに

小稿は、津島祭礼に関わる人々とその障害となった者の確執について、ほとんど史料紹介のような形で事実経過を素描したノートである。小稿で用いた史料は「愛知県史」尾西・尾北編の87として掲載した明和四年五月「津島祭礼市江車出し妨げ一件につき御国奉行衆よりの裁許写」に関わるもので、87は争論の概要と結論しか記していないが、この史料は争論と訴訟の全過程を克明に記すとともに、それに関わる地域や人々の息づかいまでもが伝わる内容を有している。それゆえ、地域利害と地域秩序の問題に絡めて、こうしたノートをつづつたのである。

最後に、土地所有・利用と地域秩序に関わって論点を整理してまとめよう。津島地域では神祭りに関わる由緒と利害が特に大きな意味を持ち、そこに連なる地域有力者が百姓の土地所有・利用に対して時として大きな制限を加えることがあった。それは地域支配を行う尾張藩国方役所の許認可さへ覆すほどだったのである。上記で紹介した争論において、当事者が十分な説明を行わなかったにせよ、一旦土地利用は藩権力によって認められていたにもかかわらず、それが神祭りの由緒の前に直ちに利用権を取り上げられたのは、この地域が何によって成り立っているかを端的に示していよう。津島祭礼で利用する土地は、この祭りが尾張徳川家の為になされる限り、いかなる所でもその土地所有者・利用者の権限を縮小ないし剥奪することが可能だったのである。このように、地域秩序は、必ずしも地域としての自立的構造^①によって成り立つものではなく、公権力との関係性の上で構成されることが多く、それを地域の人々がどのように獲得し、自らの地域利害と結合するにかかっていたように思われる。それを背景としていたからこそ、車屋連中は代官や国方役人相手にも全く怯むことはなかったのである。こうしたことを一つの結論として史料紹介のノートを終える。

注

- ① そうした有力な経営り族団を出自とする者に、堀田氏など幕府老中にも抜擢された大名家がある。
- ② 『津島市史』五卷(津島市、一九七五年)および『愛知県史民俗調査報告書』四(愛知県、二〇〇一年)を参照。
- ③ 本文書については愛知県史編さん室が仮目録を作成している。本文書の概要については『愛知県史』資料編十六尾西・尾北編(愛知県、二〇〇六年)の資料解題を参照のこと。
- ④ 家康の四男で、慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦い後、清洲五二万石に入部したが、慶長十二年(一六〇七)に、嫡子を持たぬまま亡くなった。
- ⑤ この儉約触れは五箇条からなり、家屋等作事・衣服等諸道具・食事・所持地分配・神事祭礼等の項目について儉約を求めたものである。以上については、『新編一宮市史』資料編七(一宮市、一九六七年)を参照。
- ⑥ この史料については前掲『愛知県史』の「解説」を参照のこと。
- ⑦ 歴史研究における「地域」概念はもともと国家・行政による統治・支配とは一線を画して人々の自治・自律のあり方を検討するために定立されたものであり、より積極的に地域の自立的構造が叫ばれるのは当然である。しかし、公権力との関係の中でこそ他地域との違いや地域の独自の展開の側面が見えてくることも多いのであるから、地域の成り立ちをめぐる議論においては、特にこうした問題(公権力との間でのやり取りや由緒など)について考察を深める必要がある。